

# 横浜合同法律事務所 9条の会ニュース

横浜市中区日本大通17番地

JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所

TEL045-651-2431 Fax045-641-1916

2006. 4. 24 創刊号



## 創刊号のごあいさつ

平成17年12月に発足した「横浜合同法律事務所9条の会」は、多方面からの反響と協力を受け、発足4ヶ月にして、早くも会員数が100名を突破しました！

国民投票法案の国会への上程が現実味を帯びてくる中、改憲への流れを食い止めたいと願う人々が集い、情報を共有し、活力を得られる会となるよう、様々な企画を検討中ですが、まず第一弾として、「横浜合同法律事務所9条の会」ニュース創刊号を発行しましたので、ご覧になって下さい。

また、今後も、ニュースの発行にとどまらず、皆様に参加していただける形での企画を随時行っていく予定です。ご家族・ご友人とお誘い合わせの上、多くの方々にご参加いただければ幸いです。



## 横浜合同法律事務所9条の会 独自企画のご案内

横浜合同9条の会では、春と秋の年2回、ニュースレターを発行する外、会員のみんなで憲法について考えることが出来る様々な企画を提起していきたいと考えています。

今回は、その第1弾として、映像と講演で「神奈川の基地」を考える集いを企画しました。

神奈川は沖縄に次ぐ第二の基地県であり、横浜合同法律事務所の所員が代理人として取り組んだ基地関連の事件も少なくありません。

当日は、以下の映像と講演を中心にしながら、これらの方々にも参加いただき、神奈川の基地問題を通して憲法についてみんなで考えてみたいと思います。

### 記

- 日にち 6月22日(木)  
時間 午後6時30分～(6時00分開場) 午後8時30分終了予定  
場所 情報文化センター大会議室(当事務所より徒歩1分)  
内容 第1部「黙っていると100年先も基地の街—米軍再編神奈川のたたかい」上映  
第2部 椎葉寅男さんのお話し(横浜市緑区の米軍ジェット機墜落事故の被害者)  
参加費 無料(会員になっていない方でも、お誘い合わせの上ご参加ください)  
♪ 参加希望の方は、開場整理の関係上、予めご一報をお願いします ♪



## 特集

### いま話題の「国民投票法案問題」って何？



#### ① 「国民投票」は憲法改正の是非を問うために行われる

ここしばらく新聞上で「国民投票法案」という文字が飛び交っているのをご存じの方もいらっしゃると思います。

ヨーロッパなどでは、細かな法律でも国民投票を行って決める国もたくさんありますが、この日本で「国民投票」で決めなくてはいけないこととされているのは、憲法改正の是非を問うときだけになっています（憲法96条）。

昨年9月11日、自民党は衆議院で単独過半数を占め、11月には、「新憲法草案」という憲法「改正案」を発表しました。「新憲法草案」が、戦力の不保持を規定し、日本の非武装平和主義の根拠規定となっている憲法9条2項を削除する改正案であったことは記憶に新しいと思います。

この「新憲法草案」が発表されてから、ものすごい勢いで政府与党は、「国民投票法案」をつくりあげようとしてきています。つまり、政府与党は、選挙で大勝したこの時期に、9条2項を削除した憲法「改正」を押し通すために「国民投票法」を早くつくろうとする動きになっているのです。



#### ② 国民に考えることも意見もさせない「国民投票法案」

今年の4月12日、自民党は「国民投票法案」の骨子素案というものを発表しました。

もともと、2000年に憲法改正推進議員連盟が法案を発表し、2004年に自民党がこれに修正を入れた国民投票法案が発表されていましたが、この内容はあまりにも酷いものでした。

具体的には、国民投票をするためには、当然国民の中で活発な議論ができることが前提で、みんなで話し合って検討する時間が必要です。ところが、この2004年までの案では、国民投票をすることが決まってから最短30日間で投票しなければならないことにされていました。一カ月で平和主義を捨てるかどうか決めろと言うわけです。また、教育者（大学教授だけでなく小中高の学校の先生、養護学校の先生も含みます）や公務員の人たちが自分の意見を言うことを禁止していました。外国人の人にいたっては、投票権も与えられず、自分の意見を言うことも、寄付をすることすら一切禁じられていました。しかもこれに違反したら刑務所に入れられてしまうのです。また、新聞社やテレビは、この憲法改正案はおかしいと考えても、これを報道すること自体が禁じられていました。このように、私たちは互いにおかしいと思っても運動をすること自体が禁止されていたのです。

もっと言えば、憲法の改正案の中に、賛成したいものとこれだけを変えたくないというものがあったとしても、抱き合わせ販売みたいにこれを分けることができず、全部まとめて賛成か反対か決めさせようとするものでもありました。例えば環境権という権利を憲法に入れるのは賛成だけど、平和主義は捨てたくないと考えてもそのようにバラバラに投票することはできないのです。

自民党は、もともと「新憲法草案」のように憲法改正がしたかった。国民の60パーセント以上が憲法9条の平和主義を変更したくないと思っていますから（毎日新聞世論調査）、国民に自由に意見を言わせれば改正できなくなってしまうと考えたのか、国民の声や耳をふさいでしまおうという内容の法律案になっていたのです。まさに「戒厳令下の国民投票」と言うにふさわしい内容でした。



### ③ 新しい「国民投票法案骨子」～強い反対と民主党の崩壊

こんな内容でしたから、各種平和団体、野党をはじめ、日本弁護士連合会などの民間の団体、新聞社・テレビ局などのマスメディアからも強い批判を受けていました。

自民党と同じく、憲法改正をすると公言している民主党ですら、この自民党案に反対をしていたのです。自民党としては、これはとてもやっかいな問題でした。自民党は、憲法「改正」をしたいがために、この法案をつくろうとしているわけで、その先に待っている憲法「改正」の内容で民主党に反対されては困るわけです。圧倒的多数派となった自民党といえども、この「改正」のための法律で民主党を無視するわけにはいかなかったのです。もちろん民主党も改憲には賛成ですから、国民投票法案をつくることには賛成なので、自民党と民主党の国民投票法、ひいては憲法改正についての水面下での交渉が今年初めには始まっていました。選挙のためのアピールとはいえ、議席数の多い民主党と内容面での食い違いが焦点になっていたのです。

ところが、民主党が永田議員メール問題で突然崩壊しました、この直後の4月12日、自民党は新しい国民投票法案を発表したのです。



### ④ やはり国民の意見を封じる新「国民投票法」

この新しく発表された国民投票法ですが、その内容はやはり国民の口や耳を塞ぐという基本コンセプトは変わっていませんでした。

やはり、①抱き合わせの一括投票制度であり、②教育者、公務員、外国人の国民投票運動は禁止されていました（外国人については、「組織的」なものや「重大な影響を与えるもの」だけを禁止していますが、例えば私たちの「9条の会」だって組織ですし、運動をするのに影響を与えない運動をしろというのも不思議な話です）。

マスメディアについては、これを自主規制しろという内容の法案になりました。自主規制を命じる法律など聞いたこともありません。今、産経新聞（フジテレビ）や読売新聞（日本テレビ）と言った昔から右傾化していることで有名なメディアばかりでなく、他のメディアも改憲問題などの報道も自主規制がかけられています（朝日新聞論説委員のお話し）。このような状況ですから、法律で自主規制をしろと言われた場合にはこの傾向はもっと高まっていくでしょう。

やはり、国民の運動を禁止して議論させず考えさせないという内容は維持されているのです。



### ⑤ メディアの独占利用による改憲大宣伝

しかし、この新「国民投票法案」の問題点はそれだけに止まりません。

この法案は、テレビ、新聞を政党などが無償で利用できるという規定を設けました。

もちろん、これ自体は悪いことではありません。もともと経済的に裕福な自民党などの改憲派がテレビや新聞などにお金をまき散らして意見広告を垂れ流せばその影響たるや凄まじいものになります。そのため、資金力のない反対派に無償でメディアを通じた意見をさせることは良いことです。

しかし、法案では、この誰がどのように無償使用できるかを決めるのは、憲法改正案広報協議会というところがやるのだとしています。そして、その協議会は、国会議員の会派所属議員数によって決めるというのです。

先に言ったとおり、国会内は今まさに自民党議員だらけ、おまけに改憲派に属する公明党、民主

党これらの改憲派が圧倒的です。この人たちが、テレビや新聞をどう使うかを定めることができるようになるわけです。

この新しい法案は、これまでのようにマスメディアが自分で「この改正はおかしい、危険だ」と感じて社説や報道で訴えかけるのを自主規制で禁止して、逆に「ただ」で改憲派の意見を垂れ流すことができるようにする法律案となっているのです。

テレビも新聞も国民に警鐘をならすことさえできず、連日のように「憲法は改正すべきだ」という一方的なテレビ放送や新聞広告が蔓延する事態がくるかもしれません。そうなったときには、私たち「9条の会」の会員のように少しでも知識があればおかしいと思えるかもしれませんが、忙しく働いて知識のない多くの善良な人たちは、どういった投票をするのでしょうか？



## ⑥ 最後に

国民投票法案だけでなく、共謀罪、愛国心を強要する教育基本法「改正」など日本は、戦争でできる国家体制のための法律案が目白押しです。「日本が軍事国家に」。そんな現実が近づいてきている気がします。

一人でも多くの方が、この原稿を読んで「大変なことになってるな」と感じてもらいたいと思いこの原稿を書きました。長文で読みづらい点もあったかと思いますが最後まで読んでいただいております。ありがとうございました。



## 憲法問題学習会への講師派遣について

昨年より憲法問題学習会へ当事務所の弁護士を講師として派遣しております。昨年1年間で労働組合等の団体からあわせて約50件もの要請を頂きました。ご希望の方は当事務所までご連絡ください。費用、人数等につきましてはご相談ください（原則は3名以上のご希望がある場合とさせていただきます）。



## 神奈川県内 企画紹介

神奈川県内でこれから行われる、憲法を考える上で参考になる企画をご紹介します。紙面の都合上、詳細は割愛させていただきました。詳細、参加方法は次頁の連絡先までお問い合わせ下さい。

- ① 全県軍事基地調査 4/28 (金) 8:30 天理ビル前 (横浜駅西口) 集合  
神奈川県内の米軍・自衛隊基地を調査します。バスに乗って (横須賀軍港は船)、池子・厚木・座間などの基地を回り実際に自分の目で見て回ります。  
<http://homepage1.nifty.com/anpohaikikanagawa/>
  
- ② 憲法改悪を許さない5. 3県民のつどい 5/3 (憲法記念日) 13:00 戸塚公会堂  
いま、日本国憲法は大きな危機にさらされています。当日は、北川善英先生の講演「自民党の新憲法草案をどう見るか」と当事務所の近藤弁護士による国民投票法案の説明があります。教育基本法改悪反対、憲法改悪のための国民投票法案反対、憲法九条を守る世論と行動を広げます。 \* 参加費: 500円 (資料代)
  
- ③ 憲法劇 5/12 (金) 19:00、5/13 (土) 14:00  
憲法劇は、1987年から毎年横浜で上演されているミュージカルです。憲法・平和・人権の大切さをお芝居や歌を通して様々な世代の参加者が表現します。今年は神奈川県立青少年センターホールにて上演されます。<http://www013.upp.so-net.ne.jp/kenpo-2004/>  
料金: 2200円 (当日 2500円)、学生 (65歳以上、障害者の方) 割引あり
  
- ④ もっと広がれ九条の輪! かながわ 県民のつどい 5/20 (土) 横浜文化体育館  
九条かながわの会主催の集いです。森村誠一氏 (作家) と池辺晋一郎氏 (作曲家) の対談や小山内美江子氏 (脚本家) や岡田尚弁護士のお話が予定されています。  
\* 参加費 1000円 <http://homepage2.nifty.com/article9/>
  
- ⑤ 原水爆禁止世界大会 8/4~8/6 広島にて  
8/4-世界大会開会総会  
8/5-分科会  
8/6-広島平和記念式典 (広島市主催)、世界大会閉会  
詳細は未定です (06.4.5 現在)。但し日程は確定です。

\* 青年法律家協会

青年法律家協会（青法協）は憲法、平和、人権を守ることを目的に弁護士や研究者で設立された団体です。去る2/28に原子力空母横須賀母港化を考える勉強会を開催しました。

横須賀港を、米軍原子力空母の母港とする動きが進められています。原子力空母は、移動する原子炉に他ならず、原発よりも危険性が高いと言われています。青法協は、これに反対する取り組みをしていきます。今後また企画等ございましたらお知らせいたします。



県内企画 申し込み・問い合わせ先

① 全県軍事基地調査

安保廃棄神奈川県統一促進会議

Tel : 045-201-3684

② 憲法改悪を許さない5. 3県民のつどい

憲法改悪阻止神奈川県連絡会議（神奈川県憲法会議）

Tel : 045-477-4760 Fax : 045-477-4761（北横浜法律事務所内）

③ 憲法劇

・まさき法律事務所

Tel : 045-651-2667 fax : 045-651-2668

・横浜演劇鑑賞協会

Tel : 045-290-0616 又は当事務所

④ もっと広がれ九条の輪！かながわ 県民のつどい

九条かながわの会

Tel, Fax : 045-212-9397

⑤ 原水爆禁止世界大会

原水爆禁止世界大会実行委員会

Tel : 03-5842-6031 Fax : 03-5842-6033

\* 青年法律家協会

Tel : 03-5366-1131 <http://www.seihokyo.jp/>



お願い

横浜合同法律事務所9条の会では、入会申込みを随時受付しております。ご家族、ご友人でご賛同いただける方がおられましたら、ご紹介ください。

また、当会では、会の経費・維持費として、カンパの御協力をお願いしております。

御協力いただける方は、同封の郵便振替用紙にてお振込下さいますようお願い申し上げます。

\* 入会時、ニュースのメール配信をご希望された方にも郵送でお送りしております。ご都合の悪い方はお手数ですがご一報くださいますようお願いいたします。